

## 四号特例に係る建築基準法施行令第80条の3の規定の確認検査方針

広	島	県
広	島	市
呉		市
福	山	市
三	原	市
尾	道	市
東	広	島
廿	日	市
三	次	市

### 1 趣旨

土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物に係る、建築確認申請時の建築基準法施行令（以下「令」という。）第80条の3の規定への法適合確認は、建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物（以下「四号建築物」という。）については建築士が設計した場合は四号特例制度により審査省略の対象となっています。

一方で、土砂災害危険箇所が全国で最も多く、過去にたびたび土砂災害に見舞われている広島県においては、四号特例制度を尊重しながら土砂災害防止法の基づく諸制度の適切な運用を図るための施策を講じる必要があります。

そこで、次のとおり、四号建築物の同規定に係る確認検査方針を定めるものとします。

### 2 方針

建築士が設計した居室を有する四号建築物で、敷地に土砂災害特別警戒区域を含むものについて、令第80条の3の規定に適合する設計となっている旨の報告を工事監理状況報告書により求めることとします。

ただし、特定行政庁によっては、所管区域における土砂災害特別警戒区域の指定状況等を考慮し、建築基準法第12条第5項の規定により、設計内容についてより詳しい報告を求める場合があります。

### 3 実施方法

2の工事監理状況報告書を、完了検査申請書又は中間検査申請書の添付図書（＝その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類）として各特定行政庁の規則で定め、指定確認検査機関への申請を含め、提出を求めるものとします。

2のただし書きについては、特定行政庁が個別に定める場合があります。

### 4 根拠規定

建築基準法施行規則第4条第1項第6号（完了検査申請書）

同第4条の8第1項第4号（中間検査申請書）

### 5 施行時期

平成31年6月以降（別途公表します。）